4　防疫措置に必要な人員の確保

⑴　都道府県は、第３の６で講じた措置をもとに、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する計画を立て、関係機関及び関係団体の協力を得て、必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。

⑵　当該都道府県のみでは、発生農場における防疫措置、周辺農場の調査等を実施することが困難な場合には、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請及び自衛隊の派遣要請の実施について、動物衛生課と協議する。

第６　発生農場等における防疫措置

１　と殺（法第16条）

⑴　家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。

⑵　発生農場への出入口は、原則として１か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。

⑶　患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として第４の２により患畜又は疑似患畜であると判定された後24時間以内にと殺を完了する。

⑷　臨床症状が確認されている家畜のと殺を優先して行う。また、複数の畜種についてと殺を行う必要がある場合には、豚を優先する。

⑸　畜舎外でと殺を行う場合には、次の措置を講ずる。

①　外部から見えないよう、ブルーシート等で周囲を覆う。

②　家畜が逃亡しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。

⑹　と殺は、防疫措置従事者の安全を確保することに留意し、薬殺、電殺等の方法により迅速に行う。特に、豚のと殺については、電殺や炭酸ガスによると殺など効率的な方法で行う。

また、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行うとともに、家畜の所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮する。

⑺　抗ウイルス資材が豚にのみ効果があることを踏まえ、豚の大規模飼養農場で口蹄疫が発生し、当該農場における迅速なと殺の実施が困難な場合には、動物衛生課と都道府県畜産主務課が協議し、当該農場の飼養豚に、抗ウイルス資材を投与する。

この場合、農林水産省は、と殺が完了するまで投与できる量の抗ウイルス資材を確保する。また、耐性ウイルスの出現を防止するため、長期の連続使用は避ける。

⑻　都道府県は、国と連携して、円滑な防疫対応や感染経路の究明のため、と殺時に発症している家畜の場所や頭数を記録するとともに、当該家畜の病変部位（特に、発症後の経過時間が最も長いと考えられる病変部位）を鮮明に撮影し、速やかに動物衛生課に送付する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない家畜を含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。

⑼　都道府県は、積極的に民間獣医師及び畜産関係者に協力を求め、家畜防疫員の指導の下、迅速にと殺を完了させる。

２　死体の処理（法第21条）

⑴　患畜又は疑似患畜の死体については、原則として、第４の２により患畜又は疑似患畜であると判定された後72時間以内に、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家畜が接近しない場所に限る。）において埋却する。

⑵　農場内又は農場周辺に埋却地を確保できず、やむを得ず、埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

①　当該死体を十分に消毒する。

②　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

③　積込み前後に車両表面全体を消毒する。

④　原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

⑤　移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

⑥　死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行する。

⑦　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

⑧　移動経過を記録し、保管する。

⑶　埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う（化製処理を行った患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する）。焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては⑵の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、⑵に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、⑴の場所に行う。

⑷　焼却又は化製処理をする場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。

①　運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

②　死体置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

③　死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、焼却施設等の出入口から死体投入場所までの経路を消毒する。

④　焼却又は化製処理が完了し、設備及び資材の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。

３　汚染物品の処理（法第23条）

⑴　発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、原則として、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家畜が接近しない場所に限る。）において埋却する。埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却による処理、化製処理又は消毒を行う。

①　生乳、精液、受精卵等の生産物（ただし、精液及び受精卵にあっては、病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

②　排せつ物

③　敷料

④　飼料

⑤　その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

⑵　やむを得ず汚染物品を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。化製処理後の産物の移動についても、当該産物の状態に応じて、次の措置に準じた措置を講ずる。

①　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

②　積込み前後に車両表面全体を消毒する。

③　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

④　移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

⑤　移動時には、法第32条第１項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

⑥　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

⑦　移動経過を記録し、保管する。